

# 定額電灯・公衆街路灯Aにおける新たな電灯料金区分設定のご案内

- 昨今、照明市場におきましては、LED照明などの高効率かつ小容量の照明の開発が進みつつあり、社会的にも導入の拡大が期待されております。
- このような情勢を踏まえ、当社は平成23年12月1日より定額電灯・公衆街路灯Aの契約種別において、従来の電灯料金区分「20ワットまでの1灯につき」を細分化し、「10ワットまでの1灯につき」の電灯料金区分を新たに設定いたします。
- なお、新たに設定した電灯料金区分の適用をご希望されるお客さまは、お近くの東京電力までお申込みいただきますようお願いいたします。

## 電気料金

### 〈需要家料金〉 ※従来と変更ありません。

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

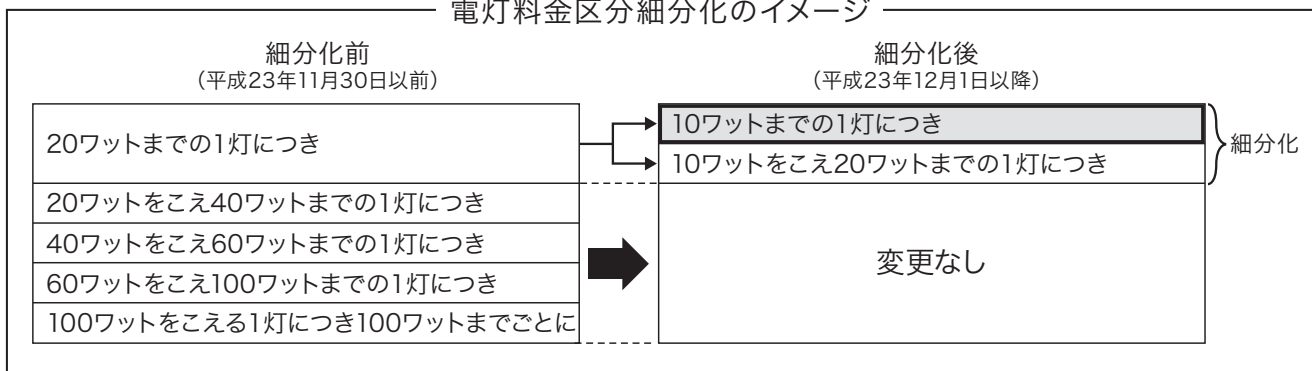
定額電灯	公衆街路灯A
52円50銭	47円25銭

### 〈電灯料金〉

電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

	定額電灯	公衆街路灯A
10ワットまでの1灯につき	84円78銭	75円33銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	121円26銭	108円66銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	196円31銭	175円31銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	270円33銭	243円03銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	419円40銭	376円35銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	419円40銭	376円35銭

### 電灯料金区分細分化のイメージ



### 〈小型機器料金〉 ※従来と変更ありません。

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量に応じ1月につき次のとおりといたします。

	定額電灯	公衆街路灯A
50ボルトアンペアまでの1機器につき	196円49銭	176円54銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	305円84銭	270円14銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	305円84銭	270円14銭

※「需要家料金」「電灯料金」「小型機器料金」は、消費税等相当額を含みます。

